

# 連結情報

## 中間連結財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成19年度中間期及び平成20年度中間期の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けています。以下の中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、上記の中間連結財務諸表に基づいて作成しています。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

### ● 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成19年度中間期 (平成19年9月30日現在)	平成20年度中間期 (平成20年9月30日現在)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	80,232	101,450
コールローン	43,504	60,338
買入金銭債権	20,830	14,905
商品有価証券	4,258	2,839
金銭の信託	21,455	3,929
有価証券	2,002,057	1,982,316
貸出金	3,641,667	3,740,423
外国為替	963	2,755
リース債権及びリース投資資産	—	42,746
その他資産	54,039	57,676
有形固定資産	112,432	70,008
無形固定資産	11,694	8,733
繰延税金資産	2,875	3,163
支払承諾見返	25,671	23,796
貸倒引当金	△79,125	△67,343
<b>資産の部合計</b>	<b>5,942,557</b>	<b>6,047,740</b>
<b>負債の部</b>		
預金	5,238,973	5,270,606
譲渡性預金	32,246	21,559
コールマネー及び売渡手形	109,200	188,533
債券貸借取引受入担保金	10,370	103,721
借入金	18,838	18,353
外国為替	751	999
その他負債	60,709	51,709
役員賞与引当金	—	30
退職給付引当金	1,599	1,213
役員退職慰労引当金	2,002	1,981
睡眠預金払戻損失引当金	1,121	1,285
偶発損失引当金	—	234
繰延税金負債	37,262	5,369
再評価に係る繰延税金負債	12,252	12,072
支払承諾	25,671	23,796
<b>[負債の部合計]</b>	<b>5,550,999</b>	<b>5,701,465</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	48,652	48,652
資本剰余金	29,264	29,142
利益剰余金	215,839	223,894
自己株式	△3,882	△688
<b>株主資本合計</b>	<b>289,874</b>	<b>301,001</b>
その他有価証券評価差額金	82,948	26,399
繰延ヘッジ損益	△0	32
土地再評価差額金	13,963	13,681
為替換算調整勘定	△106	△504
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>96,804</b>	<b>39,609</b>
少数株主持分	4,878	5,664
<b>[純資産の部合計]</b>	<b>391,557</b>	<b>346,275</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>5,942,557</b>	<b>6,047,740</b>

## ●中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成19年度中間期 (平成19年4月 1日から 平成19年9月30日まで)	平成20年度中間期 (平成20年4月 1日から 平成20年9月30日まで)
経常収益	79,400	77,105
資金運用収益	54,232	53,710
(うち貸出金利息)	(37,300)	(37,146)
(うち有価証券利息配当金)	(13,962)	(14,637)
役務取引等収益	10,708	9,249
その他業務収益	12,603	12,146
その他経常収益	1,855	1,998
経常費用	57,329	58,336
資金調達費用	10,919	10,117
(うち預金利息)	(8,591)	(7,463)
役務取引等費用	2,046	2,052
その他業務費用	12,037	11,522
営業経費	29,116	30,460
その他経常費用	3,209	4,183
経常利益	22,070	18,768
特別利益	44	9
固定資産処分益		0
償却債権取立益		9
特別損失	1,130	483
固定資産処分損		229
減損損失		253
税金等調整前中間純利益	20,985	18,293
法人税、住民税及び事業税	6,098	5,837
法人税等調整額	1,586	1,253
法人税等合計		7,090
少数株主利益	280	648
中間純利益	13,019	10,555

## ●中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成19年度中間期 (平成19年4月 1日から 平成19年9月30日まで)	平成20年度中間期 (平成20年4月 1日から 平成20年9月30日まで)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	48,652	48,652
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	48,652	48,652
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	29,263	29,140
当中間期変動額		
自己株式の処分	1	1
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	29,264	29,142
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	204,620	215,508
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,241	△2,222
中間純利益	13,019	10,555
土地再評価差額金の取崩	440	53
当中間期変動額合計	11,218	8,385
当中間期末残高	215,839	223,894
<b>自己株式</b>		
前期末残高	△3,790	△627
当中間期変動額		
自己株式の取得	△95	△136
自己株式の処分	3	75
当中間期変動額合計	△91	△60
当中間期末残高	△3,882	△688
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	278,745	292,674
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,241	△2,222
中間純利益	13,019	10,555
自己株式の取得	△95	△136
自己株式の処分	5	77
土地再評価差額金の取崩	440	53
当中間期変動額合計	11,128	8,326
当中間期末残高	289,874	301,001

(単位：百万円)

	平成19年度中間期 (平成19年4月 1日から 平成19年9月30日まで)	平成20年度中間期 (平成20年4月 1日から 平成20年9月30日まで)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	93,460	46,198
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△10,511	△19,799
当中間期変動額合計	△10,511	△19,799
当中間期末残高	82,948	26,399
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	△4	△23
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	3	56
当中間期変動額合計	3	56
当中間期末残高	△0	32
<b>土地再評価差額金</b>		
前期末残高	14,403	13,764
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△440	△83
当中間期変動額合計	△440	△83
当中間期末残高	13,963	13,681
<b>為替換算調整勘定</b>		
前期末残高	△204	△320
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	97	△183
当中間期変動額合計	97	△183
当中間期末残高	△106	△504
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	107,655	59,619
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△10,850	△20,009
当中間期変動額合計	△10,850	△20,009
当中間期末残高	96,804	39,609
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	4,629	5,019
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	248	644
当中間期変動額合計	248	644
当中間期末残高	4,878	5,664
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	391,031	357,313
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,241	△2,222
中間純利益	13,019	10,555
自己株式の取得	△95	△136
自己株式の処分	5	77
土地再評価差額金の取崩	440	53
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△10,601	△19,365
当中間期変動額合計	526	△11,038
当中間期末残高	391,557	346,275

# ●中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成19年度中間期 (平成19年4月 1日から 平成19年9月30日まで)	平成20年度中間期 (平成20年4月 1日から 平成20年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	20,985	18,293
減価償却費	10,974	3,318
減損損失	—	253
持分法による投資損益 (△は益)	△16	△11
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△6,531	△4,702
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△61	△30
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△394	14
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△225	△47
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	1,121	△42
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	—	110
資金運用収益	△54,232	△53,710
資金調達費用	10,919	10,117
有価証券関係損益 (△)	379	1,750
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	6	△210
為替差損益 (△は益)	△47	△159
固定資産処分損益 (△は益)	114	229
商品有価証券の純増 (△) 減	699	△847
貸出金の純増 (△) 減	△20,650	△161,985
預金の純増減 (△)	1,023	13,471
譲渡性預金の純増減 (△)	△11,085	△4,221
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△72	△18,756
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△5,113	△733
コールローン等の純増 (△) 減	6,876	△4,119
コールマネー等の純増減 (△)	64,946	90,216
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	1,598	26,812
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	428	△1,568
外国為替 (負債) の純増減 (△)	331	323
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	—	3,769
資金運用による収入	53,800	53,186
資金調達による支出	△8,592	△9,050
その他	1,820	△199
小 計	69,000	△38,525
法人税等の支払額	△6,561	△5,389
営業活動によるキャッシュ・フロー	<b>62,439</b>	<b>△43,915</b>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△268,552	△188,729
有価証券の売却による収入	61,169	81,564
有価証券の償還による収入	145,883	156,566
金銭の信託の増加による支出	△14	△560
金銭の信託の減少による収入	—	16,991
有形固定資産の取得による支出	△8,445	△4,192
無形固定資産の取得による支出	△2,880	△1,324
有形固定資産の売却による収入	1,697	29
無形固定資産の売却による収入	56	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	<b>△71,086</b>	<b>60,345</b>
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△2,237	△2,213
自己株式の取得による支出	△95	△136
自己株式の売却による収入	5	77
財務活動によるキャッシュ・フロー	<b>△2,327</b>	<b>△2,272</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	94	△178
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△10,880	13,978
現金及び現金同等物の期首残高	84,838	58,743
現金及び現金同等物の中間期末残高	73,958	72,722

## ● 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 7社

主要な会社名  
ぐんぎんリース株式会社  
群馬財務（香港）有限公司  
(GUNMA FINANCE (HONG KONG) LIMITED)

#### (2) 非連結子会社

主要な会社名  
株式会社群銀カード  
ぐんぎんジェーシービー株式会社  
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社 5社

主要な会社名  
株式会社群銀カード  
ぐんぎんジェーシービー株式会社

#### (2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

#### (3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

群馬キャピタル1号投資事業有限責任組合  
群馬キャピタル2号投資事業有限責任組合  
持分法非適用の非連結子会社については、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### (4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

#### (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社  
9月末日 6社

#### (2) 連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、原則として全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取

決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（「DCF法」））により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### (6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

##### 過去勤務債務：

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

##### 数理計算上の差異：

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

#### (8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額（内規に基づく中間連結会計期間末支給見込額）を計上しております。

#### (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

#### (10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(追加情報)

平成19年10月1日より、信用保証協会保証付き新規融資を対象に責任共有制度が導入されたため、前連結会計年度下期より将来の負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。

#### (11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

#### (12) リース取引の処理方法

##### (借手側)

当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

##### (貸手側)

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成

19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産については、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は、2,933百万円少なく計上されております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び国内連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による圧縮記帳積立金の積立及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

## ● 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

(借手側)

当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

この変更による損益に与える影響はありません。なお、平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(貸手側)

当該取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、リース投資資産に計上する方法によっております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、リース債権及びリース投資資産が42,746百万円増加し、有形固定資産及び無形固定資産がそれぞれ39,329百万円、3,384百万円減少しております。また、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ33百万円増加しております。

また、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

## ● 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 有価証券には、非連結子会社の株式650百万円及び出資金664百万円を含んでおります。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,516百万円、延滞債権額は92,318百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,202百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,708百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は139,745百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、62,110百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	391,699百万円
担保資産に対応する債務	
預金	33,318百万円
コールマネー及び売渡手形	35,627百万円
債券貸借取引受入担保金	103,721百万円
借入金	1,035百万円
その他負債	561百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券78,583百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,273百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当中間連結会計期間中における取引はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付ることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,058,067百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,019,278百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとする旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に基づいて、路線価に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 101,982百万円  
 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,000百万円が含まれております。  
 12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は34,564百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常費用には、貸出金償却20百万円、貸倒引当金繰入額225百万円、株式等償却676百万円及び貸出債権売却損1,427百万円を含んでおります。  
 2. 当中間連結会計期間において、当行グループは、以下の有形固定資産について減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失
群馬県内	営業用店舗 1ヶ所	建物	34
	営業用店舗 1ヶ所	土地	144
群馬県外	営業用店舗等 3ヶ所	建物	27
	営業用店舗等 2ヶ所	土地	47
合計	—	—	253

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(253百万円)として特別損失に計上しております。

当行の営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休資産については各資産単位でグループングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結子会社については、主として各社を1つの資産グループとしております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価基準に基づいて算出しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	494,888	—	—	494,888	
合計	494,888	—	—	494,888	
自己株式					
普通株式	1,008	200	120	1,089	(注)
合計	1,008	200	120	1,089	

(注) 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。  
 単元未満株式の買取請求による増加200千株。  
 単元未満株式の買増請求による減少120千株。

2. 配当に関する事項

- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,222	4.5	平成20年3月31日	平成20年6月27日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	1,728	利益剰余金	3.5	平成20年9月30日	平成20年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成20年9月30日現在 (単位:百万円)

現金預け金勘定	101,450
日本銀行以外への預け金	△28,728
現金及び現金同等物	72,722

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産  
 主として、工作機械及び自動車等であります。

(イ) 無形固定資産

該当事項はありません。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

取得価額相当額	
有形固定資産	21百万円
無形固定資産	—百万円
その他	—百万円
合計	21百万円

減価償却累計額相当額	
有形固定資産	12百万円
無形固定資産	—百万円
その他	—百万円
合計	12百万円

中間連結会計期間末残高相当額

有形固定資産	9百万円
無形固定資産	—百万円
その他	—百万円
合計	9百万円

・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

1年内	4百万円
1年超	6百万円
合計	10百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	3百万円
減価償却費相当額	2百万円
支払利息相当額	0百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(貸手側)

なお、リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

- (3) リース投資資産に係る将来のリース料を収受する権利(リース料債権)部分及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額

リース料債権	45,574百万円
見積残存価額部分	4,812百万円
受取利息相当額	△7,983百万円
合計	42,402百万円

- (4) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、連結貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	リース債権	リース投資資産
1年内	74百万円	15,343百万円
2年内	74百万円	11,798百万円
3年内	74百万円	8,418百万円
4年内	72百万円	5,494百万円
5年内	47百万円	2,824百万円
5年超	17百万円	1,695百万円
合計	361百万円	45,574百万円

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

1年内	71百万円
1年超	410百万円
合計	482百万円

(貸手側)

1年内	37百万円
1年超	77百万円
合計	114百万円



## ●セグメント情報

### 1. 事業の種類別セグメント情報

平成19年度中間期（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）

（単位：百万円）

	銀行業務	リース業務	その他業務	計	消去又は全社	連結
<b>経常収益</b>						
(1) 外部顧客に対する経常収益	66,790	11,923	686	79,400	—	79,400
(2) セグメント間の内部経常収益	371	882	1,391	2,645	(2,645)	—
計	67,161	12,806	2,078	82,046	(2,645)	79,400
<b>経常費用</b>	45,833	12,471	1,669	59,974	(2,644)	57,329
<b>経常利益</b>	21,327	334	409	22,071	(1)	22,070

(注) 1. 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。

2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

3. 会計方針の変更

(睡眠預金払戻損失引当金)

当中間連結会計期間から利益計上した睡眠預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法に比べ、「銀行業務」の経常費用は105百万円増加し、経常利益は同額減少しております。

4. 追加情報

(1) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期から内規に基づく期末支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。前中間連結会計期間は、従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ「銀行業務」の経常費用は0百万円減少し、経常利益は同額多く計上されております。

(2) 群馬信用保証株式会社は重要性が増したため、前連結会計年度の下期より従来の持分法適用の非連結子会社から連結子会社としております。なお、同社を従来どおり持分法適用非連結子会社とした場合の当中間連結会計期間の事業の種類別セグメントは以下の通りとなります。

（単位：百万円）

	銀行業務	リース業務	その他業務	計	消去又は全社	連結
<b>経常収益</b>						
(1) 外部顧客に対する経常収益	66,796	11,928	34	78,759	—	78,759
(2) セグメント間の内部経常収益	369	877	1,094	2,341	(2,341)	—
計	67,165	12,806	1,128	81,101	(2,341)	78,759
<b>経常費用</b>	45,836	12,471	1,066	59,374	(2,340)	57,034
<b>経常利益</b>	21,329	334	62	21,726	(1)	21,725

平成20年度中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

（単位：百万円）

	銀行業務	リース業務	その他業務	計	消去又は全社	連結
<b>経常収益</b>						
(1) 外部顧客に対する経常収益	64,850	11,485	769	77,105	—	77,105
(2) セグメント間の内部経常収益	376	822	1,395	2,594	(2,594)	—
計	65,227	12,307	2,164	79,699	(2,594)	77,105
<b>経常費用</b>	47,553	11,725	1,650	60,929	(2,592)	58,336
<b>経常利益</b>	17,673	582	514	18,769	(1)	18,768

(注) 1. 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。

2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

3. 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

当中間連結会計期間から所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による損益に与える影響はありません。

(貸手側)

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「リース業務」の経常費用は33百万円減少し、経常利益は同額増加しております。

## 2. 所在地別セグメント情報

平成19年度中間期（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）

平成20年度中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

## 3. 海外経常収益

平成19年度中間期（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）

平成20年度中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

海外経常収益がいずれも連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

## 連結リスク管理債権

### ● 連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成19年9月30日	平成20年9月30日
破綻先債権額	8,642	10,516
延滞債権額	117,348	92,318
3ヵ月以上延滞債権額	2,112	1,202
貸出条件緩和債権額	48,974	35,708
合計	177,077	139,745

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。